

# 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

## 会員規程

### 第1条（目的）

1. 本規程は、一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会（以下「本会」という。）定款に定めた規定に基づき、会員制度の運営等について必要な事項を定めるものである。

### 第2条（入会）

1. 定款第5条の規定による入会申込について、正会員または賛助会員となる者は別紙様式第1号を、特別会員となる者は別紙様式第2号をそれぞれ使用し、会長の承認を受けること。
2. 入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。
3. 会員は1年単位とし、入会が年度途中にかかわらず3月末までとする。

### 第3条（正会員）

1. 正会員となる者は、定款第5条により、本会の目的及び趣旨に賛同した医療施設（病院・診療所・介護老人保健施設・歯科診療所等）と福祉施設（介護老人福祉施設・障害者更生援護施設等）の代表者または代表者より委任を受けた関係者であること。

### 第4条（特別会員）

1. 特別会員となる者は、定款第5条により、本会の目的及び趣旨に賛同したリハビリテーションに関連する教育機関や公的機関等に勤務する者、および、当法人の向上発展に寄与するために理事会が必要と認めた者であること。

### 第5条（賛助会員）

1. 賛助会員となる者は、本会の目的及び趣旨に賛同し、本会の事業を資金面で援助するために入会した個人及び団体であり、会長の承認を得るものとする。
2. 賛助会員は本法人の総会における議決権を持たない。

### 第6条（会費及び納入）

1. 会員は、総会で定める年会費を納めなければならない。
2. 既納付の年会費については、これを返還しないものとする。ただし、定款第6条に定めるとおり、毎事業年度開始後1ヶ月（4月末）以内に退会を申請した場合は、その限りではない。

### 第7条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合、別紙様式第3号の退会届を提出することで、任意に退会できる。ただし、本規程第6条のとおり、原則年会費は返納しない。

## 第8条（除名）

1. 会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の特別議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。
  - (1) 本会定款、本規程に違反した場合
  - (2) 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
  - (3) 故意、過失に問わず、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

## 第9条（守秘義務）

1. 本会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

## 第10条（禁止事項）

1. 会員は以下に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為
  - (2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
  - (3) 本会の許可なく、本会の名称やロゴマークをホームページ・印刷物等へ転用する行為
  - (4) その他、本会理事会が不適切と判断する行為

## 第11条（会員特典）

1. 会員（正会員または賛助会員施設に所属する職員を含む）は、以下の特典を利用できる。
  - (1) 本会からの会誌、ニュースおよびその他の情報（協会誌は正会員に3部・特別会員および賛助会員に各1部、メール配信は登録されたアドレスに1部）
  - (2) 本会が主催する研究大会・研修会等への会員価格での参加
  - (3) 研究大会ブースの出展および抄録集への広告掲載費用の割引（賛助会員の場合）

## 第12条（その他）

1. 本会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規程に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

### （附則）

1. 本規程は、令和2年1月17日から施行する。